

八女市林地台帳情報取扱要領

(趣旨・目的)

第1条 この要領は、森林・林業行政を推進するため、八女市における林地台帳及び森林の土地に関する地図等の附属資料(以下「林地台帳情報」という。)について、閲覧・提供・修正(以下「閲覧等」という。)を行う際の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(関係法令等)

第2条 林地台帳情報の取扱いは、森林法(昭和26年法律第249号)、森林法施行令(昭和26年政令第276号)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)、林地台帳制度の運用について(平成29年3月29日28林整計第395号)、林地台帳制度の運用上の留意事項について(平成29年3月29日28林整計第400号)、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて(平成3年農林水産省訓令第20号)、森林経営計画制度運営要領(平成25年3月29日付け24林整計第120号林野庁長官から都道府県知事あて)、市町村森林整備計画制度等の運用について(平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官から都道府県知事あて)、不動産登記法(平成16年法律第123号)、地方税法(昭和25年法律第226号)、測量法(昭和24年法律第188号)、国土調査法(昭和26年法律第180号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)、不動産登記簿事務取扱手続準則(平成19年9月28日付法務省民ニ第2047号)、八女市情報公開条例(平成14年八女市条例第23号)、八女市個人情報保護条例(平成12年八女市条例第16号)、八女市手数料条例(平成12年八女市条例第2号)、及び八女市電子計算組織の運営に関する規則(平成1年八女市規則第8号)によるもののほか、この要領によるものとする。

(林地台帳情報の構成)

第3条 林地台帳情報は、福岡県森林計画関係附属資料である森林簿及び森林計画図等並びに法務局の登記情報等を基に、福岡県で作成した林地台帳原案の提供を受けた八女市において、追加・修正等を行ったもので構成するものとする。

(林地台帳情報の性格)

第4条 記載されている地番・森林所有者等の情報については、全ての箇所が登記情報等と整合性が図られているものではなく、また、樹種・材積・面積等についても、全ての箇所を実測・確認しているものではないため、原則として地番界を特定したり、土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。

(林地台帳情報の管理)

第5条 林地台帳の管理責任者（以下「管理者」という。）は、林業振興課長とし、厳重に管理しなければならない。

2 管理者は、パスワードを設定し厳重に管理するとともに、設定したパスワードについては、年に1度程度更新するものとする。

3 このほか、必要な事項については、市長が別に定める。

(林地台帳情報の配備)

第6条 林地台帳情報は、本庁及び各支所に配備することとする。ただし、電子データで保存されているものについては、利用実態等を考慮したうえで、管理者の判断により、印刷物として常備することを省略することができるものとする。

(林地台帳情報の閲覧及び提供)

第7条 林地台帳情報は、申請者が林地台帳閲覧申請書（様式第1号）を八女市長に提出することにより閲覧を行うことができるものとし、また、申出者が林地台帳情報提供依頼申出書（様式第2号）及び林地台帳情報の提供に係る留意事項について（様式第3号）を市長に提出することにより提供を受けることができるものとする。

2 市長は、林地台帳情報の閲覧及び提供行為を行った場合には、申請者又は申出者に対して、閲覧等により得た林地台帳情報の管理等について（様式第7号）を交付するものとする。

3 林地台帳情報の閲覧及び提供の対象項目のうち、個人情報を含むものについては、森林所有者の住所及び氏名の項目を除くものとする。ただし、申請者又は申出者が次のいずれかに該当する場合は、全ての項目を閲覧及び提供することができるものとする。

(1) 当該森林の土地の所有者及び当該森林の森林所有者本人又はその法定代理人（以下「本人等」という。）であるとき。

(2) 本人等の委任を受けたとき。この場合において、申請者及び申出者は、

林地台帳情報の閲覧等に関する委任状（様式第8号）を提出しなければならない。

(3) 森林所有者から森林の施業又は経営の委託を受けた者であるとき。

(4) 福岡県内の森林を対象とする森林経営計画に係る森林法第11条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下、「認定森林所有者等」という。）であるとき。この場合において、認定森林所有者等は、森林経営計画認定書の写しを提示（当該認定を受けたことを証明）しなければならない。

(5) 農林水産大臣又は都道府県知事。

4 林地台帳情報の閲覧及び提供の対象範囲のうち、個人情報を含まない場合は対象範囲を制限しないものとし、個人情報を含む場合は対象範囲を次のとおりとする。

(1) 前項第1号又は第2号に該当する申請者及び申出者の場合は、本人等の森林の土地又は本人等の森林の土地に隣接する森林の土地若しくはその両方の範囲までとする。

(2) 前項第3号に該当する申請者及び申出者の場合は、委託を受けた森林の土地又は委託を受けた森林の土地に隣接する森林の土地若しくはその両方の範囲までとする。

(3) 前項第4号に該当する申請者及び申出者の場合は、計画した期間を考慮したうえで、施業の集約化を行う事ができ、又、施業を遂行できる範囲までとする。

(4) 前項第5号に該当する申請者及び申出者の場合は、制限がないものとする。

5 第4項第3号又は第4号に該当する申請者及び申出者の場合は、林地台帳情報の管理に関する誓約書（様式第9号）を申請又は申出若しくは申請と同時に申出する際に一緒に市長に提出するものとする。

（情報の提供方法）

第8条 この要領により行う林地台帳の情報提供は、担当窓口において書面により行う。農林水産大臣及び福岡県知事へ情報の提供を行う際についてはこの限りでない。

（林地台帳情報の修正及び修正に係る検討結果の通知）

第9条 林地台帳情報は、次のいずれかに該当する申出者の場合、林地台帳又

は森林の土地に関する地図の修正申出書（様式第4号）を市長に提出することにより、修正を行うことができるものとする。

（1） 当該森林の土地の所有者及び当該森林の森林所有者本人又はその法定代理人

（2） 本人等の委任を受けた申出者。この場合において、申出者は、林地台帳情報の閲覧等に関する委任状（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 修正する対象の土地及び森林の所在場所については、申出する本人等の土地及び森林の所在場所のみとする。

3 修正内容の検討結果については、市長が林地台帳情報の修正申出検討結果通知書（様式第5号または様式第6号）を交付し、森林所有者本人等に通知するものとする。

（閲覧等の決裁）

第10条 台帳情報の閲覧等を行う場合は、管理者の決裁を必要とするものとする。ただし、個人情報がない閲覧等を行う場合は、決裁方法を簡易的なものとする。

（手数料）

第11条 林地台帳情報の閲覧等を行う場合の手数料については、八女市手数料条例（平成12年八女市条例第2号）に基づき徴収するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

林地台帳閲覧申請書

年 月 日

八女市長

（届出者）住 所

氏 名

印

電話番号（ ）

森林の土地に関する林地台帳の記載事項及び森林の土地に関する地図を閲覧したいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請の内容

	番号	市 町 村	大 字	字	地 番
閲覧しようとする森林の土地の所在地及び地番	1				
	2				
	3				
台帳記載事項の利用目的					
閲覧しようとする情報の種類					
留意事項	以下の事項を了承する。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の境界の確定に資するものではないこと。 ・林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。 ・林地台帳及び地図の閲覧により得た情報は申請書に記載した利用目的以外には利用できないこと。 ・林地台帳及び地図の閲覧により得た情報を申請者以外の者に提供してはならないこと（法人による申請の場合には、内部利用は可。）。				
備考					

- 注（1） 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- （2） 台帳の利用目的欄には、「森林施業の実施」、「対象となる森林の確認」等と具体的に記載すること。
- （3） 閲覧しようとする情報の種類は、「林地台帳」、「森林の土地に関する地図」、或いは「林地台帳及び森林の土地に関する地図」と記載すること。
- （4） 地番が特定されない場合に、字単位等での申請を行うこともできる。
- （5） 法人による申請の場合であって、代表者以外の者が窓口での閲覧申請を行うときは、備考欄に閲覧者の氏名・住所を記載する。

様式第2号（第7条関係）

林地台帳情報提供依頼申出書

年 月 日

八女市長

（届出者）住 所

氏 名 印

電話番号（ ）

森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を受けたいので、森林法施行令第10条の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 申請の内容

	番号	市 町 村	大 字	字	地 番
森林の土地の所在及び地番	1				
	2				
	3				
林地台帳に記載された事項の使用目的					
備考					

- 注（1） 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- （2） 森林の土地の所在及び地番欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- （3） 台帳に記載された事項の使用目的欄は、申出者以外の者に係る森林の土地について林地台帳に記載された事項の提供を求める場合に記載することとし、「申出者が所有する共有林の施業を行うための他の共有者の氏名及び住所の把握」、「申出者が所有する森林の施業の実施に必要な境界確認のための隣接地の所有者の氏名及び住所の把握」、「森林経営計画の対象森林の拡大のための森林の土地の所有者の氏名及び住所の把握」などと具体的に記載すること。
- （4） 申出に当たっては、当該森林の土地の登記事項証明書、森林の施業又は経営の受委託の契約書、森林経営計画及びその認定書その他の森林法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる者のいずれかであることを証明する書面を添付すること。
- （5） 備考欄には、法人による申出の場合であって、代表者以外の者が申出書を持参するときには、当該申出書を持参した者の氏名、住所及び連絡先を記載すること。また市から林地台帳に記載された事項の提供を受けるに当たり、希望する提供の方法があれば記載すること。
- （6） 林地台帳に記載された事項は、森林の土地の権利を確定するものではなく、各種証明資料に使用することはできないことに留意すること。

様式第3号（第7条関係）

林地台帳情報の提供に係る留意事項について

申出により提供することとした林地台帳情報について、その取扱いに当たっては、以下の点について十分留意願います。

留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 林地台帳及び地図は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではないこと。・ 林地台帳及び地図は、森林の土地の境界の確定に資するものではないこと。・ 林地台帳及び地図は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできないこと。・ 提供を受けた林地台帳及び地図の情報は申出書に記載した使用目的以外には利用できないこと。・ 提供を受けた林地台帳及び地図の情報を申出者以外の者に提供してはならないこと（法人による申出の場合には、内部利用は可。）。
備考	

（申出者記載欄）

年 月 日

八女市長

林地台帳情報の提供を受けるに当たって、上記の留意事項を了承します。

（届出者）住 所

氏 名

印

電話番号（ ）

様式第4号（第9条関係）

林地台帳又は森林の土地に関する地図の修正申出書

年 月 日

八女市長

（届出者）住 所

氏 名 印

電話番号（ ）

森林の土地に係る林地台帳又は森林の土地に関する地図に記載の漏れ又は誤りがあったので、森林法第191条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

1 申請の内容

森林の土地の 所在及び地番	八女市 大字 字 地番
修正を求める事項	
修正を求める理由	
備考	

- 注（1） 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- （2） 森林の土地の所在及び地番欄は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- （3） 修正を求める事項欄には、林地台帳又は森林の土地に関する地図において、修正を求める事項及び修正内容を記載すること。
- （4） 修正を求める理由欄には、「相続のため」、「所有者の転居のため」、「土地の合筆・分筆のため」など具体的に記載すること。
- （5） 申出に当たっては、申出者が当該申出に係る森林の土地の所有者であることを証する書面を添付すること。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

様

八女市長

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

年 月 日付けで貴殿から申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正することとしたので同条第3項の規定に基づき通知する。

記

森林の土地の所在及び地番	
修正を行う事項	

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

様

八女市長

林地台帳情報の修正申出検討結果通知書

年 月 日付けで貴殿から申出のあった森林法第191条の6第1項に規定する修正申出については、下記のとおり修正をしないこととしたので同条第4項の規定に基づき通知する。

記

森林の土地の所在及び地番	
修正を行わないこととした理由	

年 月 日

様

林業振興課長（公印省略）

閲覧等により得た林地台帳情報の管理等について

閲覧等により得た林地台帳情報には、個人情報を含んでいるものもありますので、保管や利用に際しては、下記のこと十分に配慮して下さい。

記

- 1 林地台帳情報は、森林の土地の所有権等の権利関係の確定に資するものではありません。
- 2 林地台帳情報は、森林の土地の所有の境界の確定に資するものではありません。
- 3 林地台帳情報は、森林の土地の売買等の証明資料として用いることはできません。
- 4 林地台帳情報より得た情報は、申請書（申出書）に記載した利用目的以外には利用できません。
- 5 林地台帳情報より得た情報を申請者（申出書）以外の者に提供してはいけません。（法人による申請及び（申出）の場合は、内部利用は可）
- 6 提供した林地台帳情報については、適切な保管や利用をしてください。
紛失・盗難・漏洩等が生じた場合には、速やかに管理者に詳細を報告してください。
- 7 申請書（申出書）に記載した利用・使用目的を達成するために、林地台帳情報を調査者等に提供する場合については、調査者等に対しても上記内容の周知を徹底させてください。

また、調査等が完了した際は、特段の理由がない限り調査者等に提供した個人情報を返却あるいは廃棄させてください。

様式第8号（第7条関係）

林地台帳情報の閲覧等に関する委任状

年 月 日

(届出者) 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

下記の者を代理人と認め、林地台帳情報の閲覧等に関する権限を委任します。

記

1 閲覧等の権限を委任する代理人の住所及び氏名

(代理人) 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

2 閲覧等の権限を委任する森林の所在

	番号	市町村	大字	字	地番
森林の土地の所在地及び地番	1				
	2				
	3				

林地台帳情報の管理に関する誓約書

年 月 日

八女市長

(届出者) 住 所
氏 名 印
電話番号 ()

林地台帳情報の閲覧等により得た個人情報については、下記のとおり適正に管理・使用することを誓います。

記

- 1 林地台帳情報の閲覧等により得た個人情報は、盗難、紛失等により第三者に漏洩することのないよう、持ち運びや保管には十分注意して管理します。
- 2 林地台帳情報の閲覧等により得た個人情報は、申請書（申出書）に記載した目的以外では使用しません。
- 3 申請書（申出書）に記載した目的を達成するために必要な調査・集計その他の作業を、第三者に委託（請負その他の契約も含む）し、閲覧等の申請（申出）により得た個人情報を当該受託業者等に提供する場合にあっては、受託業者等においても同様に個人情報が適正に管理・使用・廃棄されるよう努めます。